

当委員会でも全会一致で「定数特例」を確認し、合併協議会でも同様に確認・決定致しております。

### 特別職の身分の取扱いについて

この項目については「五市町村の長が別に協議して定める。」となっており、住民の方々の意に沿ったものでなければならぬということはもちろんであります。

また、昨年行ったアンケートで三割と最も多かった事項は、「行政運営の効率化」そして「効率的かつ有効な財政運営の推進」といった行政分野に対しての意見でございます。

特別職の人数を増やすことは、これらの意見に逆行するものであります。当委員会では、合併後の特別職については、「現行通りの人数でいくべきである」と、全会一致で確認致しております。



この結論に至った根底は、市町村合併の最大の目的・効果を最大限に実現させるためということ。すべての行政分野にわたり行財政改革を断行しながら、より一層地方分権に対応し、そして将来にわたり足腰の強い、丈夫な自治体を作り上げていくことが、新たな津山市の大きな発展を導くことにはなるはずであります。

### 「市町村建設計画」と「総合計画」について

市町村建設計画は、合併協議会に建設計画小委員会を設け、策定することになっていきました。合併特例債事業を含めた合併による国・県の支援事業に加え新市の総合計画で検討されるべき事業も含まれた十年間で総事業費約五百六十八億円とする内容でありました。

市町村建設計画は、小委員会での意見などを基にし、各町村から提出された諸事業と津山市の各部からの要望をとりまとめ、財政計画との調整を図りながら、原案策定をすべきところ、津山市議会に対して、十分な協議や事前説明がなされなかったうえ、次期総合計画の内容にまで踏み込んだものであります。

「合併特例法に基づいた市町村建設計画」と「地方自治法に基づいた新市総合計画」との関連

性はあるにせよ、合併特例法に基づいた建設計画にとどめるべきであります。

### 「委員会の意見・考え」

市町村建設計画は、合併後の地域間交流・連携・一体性の確保などの事業に特化したものにするべきであります。さらに、住民アンケートを踏まえながら、新市の一体性の確保、行政サービスの均衡を図る事業が具体的に施策に反映されるべきであり、これらのことを基本として、新津山市独自の施策を見出すことこそ、重要ではないかと思えます。「さらなる行財政改革を推進すること」、「建設事業に関しては、事業評価制度の中で、是非か非かも含め、十分吟味すべきである」等の意見が出され、主要事業については、一定の理解をしたところでございます。

また、『平成十八年度を初年度として策定予定の津山市第四次総合計画は、新市のまちづくりの根幹である。』との考えを当委員会は、強く持っております、これまでの総合計画策定手順を基本と

